




起 案

保存期間	長期	閲覧区分	室/課内			
收受日		分類名	環境-廃棄物-産業廃棄物関係			
起案日	平成23年 2月24日		法18条報告関係 157 - 1			
決裁日	平成 23年 3月 9日	文書番号	東健廃第157号 - 2~7			
施行日	平成 23年 3月 10日	起案者	東部健康福祉センター廃棄物課 廃棄物課不法投棄対策班 (電話: 055-920-2106)			
処理期限	平成 年 月 日					
発信元文書番号						
公印	要					
発信者	所長					
受信者	(案1)、 (案2)、 (案3)、 (案4)、 (案5)、 (案6)、 (案7)					
件名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項に基づく報告書の徴収について (他)					
決裁	東部健康福祉センター 所長	東部健康福祉センター 副所長	東部健康福祉センター 環境部 部長	東部健康福祉センター 環境部 技監	東部健康福祉センター 廃棄物課	東部健康福祉センター 廃棄物課
	[Redacted]					
合議	[Redacted]					
	[Redacted]					
公印承認	[Redacted]					
このことについて、別案により報告を求める。 なお、交付にあたっては、直接手交または書留郵便による。 簡易書留で郵送する予定です。						

関連18条報告の徴収項目一覧(案)

相手方 現場名								
日金町解体 現場	<ul style="list-style-type: none"> ・解体工事の発注者 ・解体工事の元請者 ・解体工事代金の支払者、受領者 ・廃棄物の種類、量 ・伊豆山現場へ移動した廃棄物の種類、量、年月日移動指示者及び移動実施者 ・外から運びこまれた廃棄物の種類、量、排出場所、排出者、運搬者 	同左	同左	同左	同左	同左	同左	事実申立書を徴取済みのため、今回は報告を求めない。
伊豆山廃棄物 物堆積現場	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の種類、量、排出場所、排出者、運搬者 	同左	同左	同左	同左			
伊豆山 赤井谷土砂 処分場	<ul style="list-style-type: none"> ・現場工事責任者名と、その就任時期 ・工事代金の支払い者、受領者 ・木くず搬入の搬入指示者、搬入量、排出場所、排出者、搬入年月日、運搬者、運搬代金支払者 	同左	同左	同左			同左	
 解体現場	<ul style="list-style-type: none"> ・解体工事発注者 ・解体工事元請者 ・工事代金の支払者、受領者 ・野外焼却の指示者、実行者、燃やした廃棄物の種類、量、燃殻の処理先 ・現場外から運びこまれた廃棄物の種類、量、排出場所、排出者、搬入年月日、搬入指示者、運搬者及び運搬代金支払者 ・伊豆山赤井谷からへの土砂搬入の指示者、その工事代金支払い者 	同左	同左				<ul style="list-style-type: none"> ・伊豆山赤井谷からへの土砂搬入の指示者 ・その工事代金の支払者 	

当所の廃物の取扱に於ては、
東健廃 第150-2号
平成23年 3月10日

東健廃 第150-2号
平成23年 3月10日

様

静岡県知事 川勝 平太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項に基づく報告書の
徴収について

静岡県熱海市内における建物解体工事等で生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び
清掃に関する法律第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり書面による報告を求め
ます。

なお、この報告を行わなかった場合又は虚偽の報告を行った場合は、同法第30条の
規定による罰則が適用されることがあるので、申し添えます。

記

1 求める報告の内容

①	報告を求める場所	熱海市日金町 [] ([] 解体工事)
	報告を求める事項	<ul style="list-style-type: none">・解体工事の発注者・解体工事の元請事業者(下請事業者がある場合はその事業者を含む)・解体工事代金の支払者及び受領者・発生した廃棄物の種類及び量・当該地に残存する廃棄物の種類及び量・熱海市伊豆山(②の現場)へ移動した廃棄物の種類、量、移動年月日、移動指示者及び移動実施者・当該地外から運びこまれた廃棄物の種類、量、排出場所(廃棄物の発生場所)、排出者及び運搬者
②	報告を求める場所	熱海市伊豆山における宅地造成現場(宇赤井谷 []、宇水立 [] 他)内廃棄物 野積現場
	報告を求める事項	<ul style="list-style-type: none">・運び込まれている廃棄物の種類、量、排出場所(廃棄物の発生場所)、排出者及び運搬者

③	報告を求める場所	熱海市伊豆山字赤井谷 [REDACTED] (土砂搬入地)
	報告を求める事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事への関与の有無 ＜関与している場合は以下の事項を報告してください。＞ ・ 現場工事責任者及びその就任時期（途中交代があった場合は交代者も含む） ・ 工事代金の受領者 ・ 当該地に運びこまれた「木くず」の搬入指示者、搬入量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者、搬入年月日、運搬者及び運搬代金の支払者

④	報告を求める場所	熱海市伊豆山字東谷 [REDACTED] 解体工事)
	報告を求める事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事への関与の有無 ＜関与している場合は以下の事項を報告してください。＞ ・ 解体工事発注者 ・ 解体工事元請事業者（下請事業者がある場合はその事業者を含む） ・ 解体工事代金の支払者及び受領者 ・ 野外焼却行為（平成22年11月5日）の指示者、実行者及び焼却した廃棄物の種類、量及び燃殻の処理先 ・ 上記③の現場からの土砂搬入の指示者 ・ 当該地外で発生し当該地に運びこまれた廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者、搬入年月日、搬入指示、運搬者及び運搬代金の支払者

2 添付する書類

上記1の回答を確認できる書面の写し（工事請負契約書、解体届出書、廃棄物処理委託契約書、産業廃棄物管理票、工事代金請求書・領収書等

3 報告期限

平成23年 3月31日（必着）

4 報告提出先

静岡県東部健康福祉センター（担当：廃棄物課）

住所；〒410-8543 静岡県沼津市高島本町1-3

電話；055-920-2106

* 郵送可。

* 回答書には代表取締役印を押印のこと。

上記記載事項に対し、当社には一切責任は御座いません。
基より申請者、又は発注者 [REDACTED] 等に関すべき問題と思ふ。

以前にも熱海市に同じような内容の書面を提出済である。



当社の廃物の取扱に私を印刷付けて回参
(2ページ)

東健慶 第150-3号
平成23年 3月10日

様

静岡県知事 川勝 平太



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項に基づく報告書の徴収について

静岡県熱海市内における建物解体工事等で生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり書面による報告を求めます。

なお、この報告を行わなかった場合又は虚偽の報告を行った場合は、同法第30条の規定による罰則が適用されることがあるので、申し添えます。

記

1 求める報告の内容

①	報告を求める場所	熱海市日金町 [redacted] 解体工事)
	報告を求める事項	<ul style="list-style-type: none">・当該解体工事における貴殿の立場、権限、業務内容・解体工事の発注者・解体工事の元請事業者（下請事業者がある場合はその事業者を含む）・解体工事代金の支払者及び受領者・発生した廃棄物の種類及び量・当該地に残存する廃棄物の種類及び量・熱海市伊豆山（②の現場）へ移動した廃棄物の種類、量、移動年月日、移動指示者及び移動実施者・当該地外から運びこまれた廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者及び運搬者
②	報告を求める場所	熱海市伊豆山における宅地造成現場（字赤井谷 [redacted]、字水立 [redacted]）内廃棄物 野積現場
	報告を求める事項	<ul style="list-style-type: none">・当該廃棄物野積現場への廃棄物の搬入及び保管における貴殿の立場、権限、業務内容・運び込まれている廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者及び運搬者

③	報告を求める場所	熱海市伊豆山字赤井谷 (土砂搬入地)
③	報告を求める事項	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地への土砂搬入及び木くず搬入における貴殿の立場、権限、業務内容 ・現場工事責任者及びその就任時期（途中交代があった場合は交代者も含む） ・工事代金の受領者 ・当該地に運びこまれた「木くず」の搬入指示者、搬入量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者、搬入年月日、運搬者及び運搬代金の支払者

④	報告を求める場所	熱海市伊豆山字東谷 (解体工事)
④	報告を求める事項	<ul style="list-style-type: none"> ・当該解体工事における貴殿の立場、権限、業務内容 ・解体工事発注者 ・解体工事元請事業者（下請事業者がある場合はその事業者を含む） ・解体工事代金の支払者及び受領者 ・野外焼却行為（平成22年11月5日）の指示者、実行者及び焼却した廃棄物の種類、量及び燃殻の処理先 ・上記③の現場からの土砂搬入の指示者 ・当該地外で発生し当該地に運びこまれた廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者、搬入年月日、搬入指示者、運搬者及び運搬代金支払者

2 添付する書類

上記1の回答を確認できる書面の写し（工事請負契約書、解体届出書、廃棄物処理委託契約書、産業廃棄物管理票、工事代金請求書・領収書等）

3 報告期限

平成23年 3月31日（必着）

4 報告提出先

静岡県東部健康福祉センター（担当：廃棄物課）
住所：〒410-8543 静岡県沼津市高島本町1-3
電話：055-920-2106

* 郵送可。

* 回答書には記名押印のこと。

上記記載事項に対し、私共には一切責任は御座いません。
基より申請者、又は発注者 ()等に問うべき問題と思ひ。

以前にも熱海市に同じような内容の書面を提出済である。

以前より部外者なのに協力して来た者へこの様な物を送付して来た担当者に不信感を抱く。

回答書

報告を求める場所： 熱海市日金町 [REDACTED]

- ・ 貴殿のこの解体工事への関与の有無

この解体工事に関与していません。

※ この解体工事は、[REDACTED]が発注し、[REDACTED]が解体工事を施工したので、その詳細についてはわかりません。

※ [REDACTED]は、熱海市日金町の取得資金を[REDACTED]に貸付ただけであり、[REDACTED]は、単に、名義を貸しただけ、[REDACTED]は、この解体工事の費用を、[REDACTED]に資金が無いので代わりに[REDACTED]に立替払いしただけであり、未だにその貸付金・立替金の返済を受けておりません。

報告を求める場所： 熱海市伊豆山における宅地造成現場

- ・ 廃棄物野積現場への関与の有無

廃棄物野積現場への関与は一切ありません。

平成23年3月16日

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

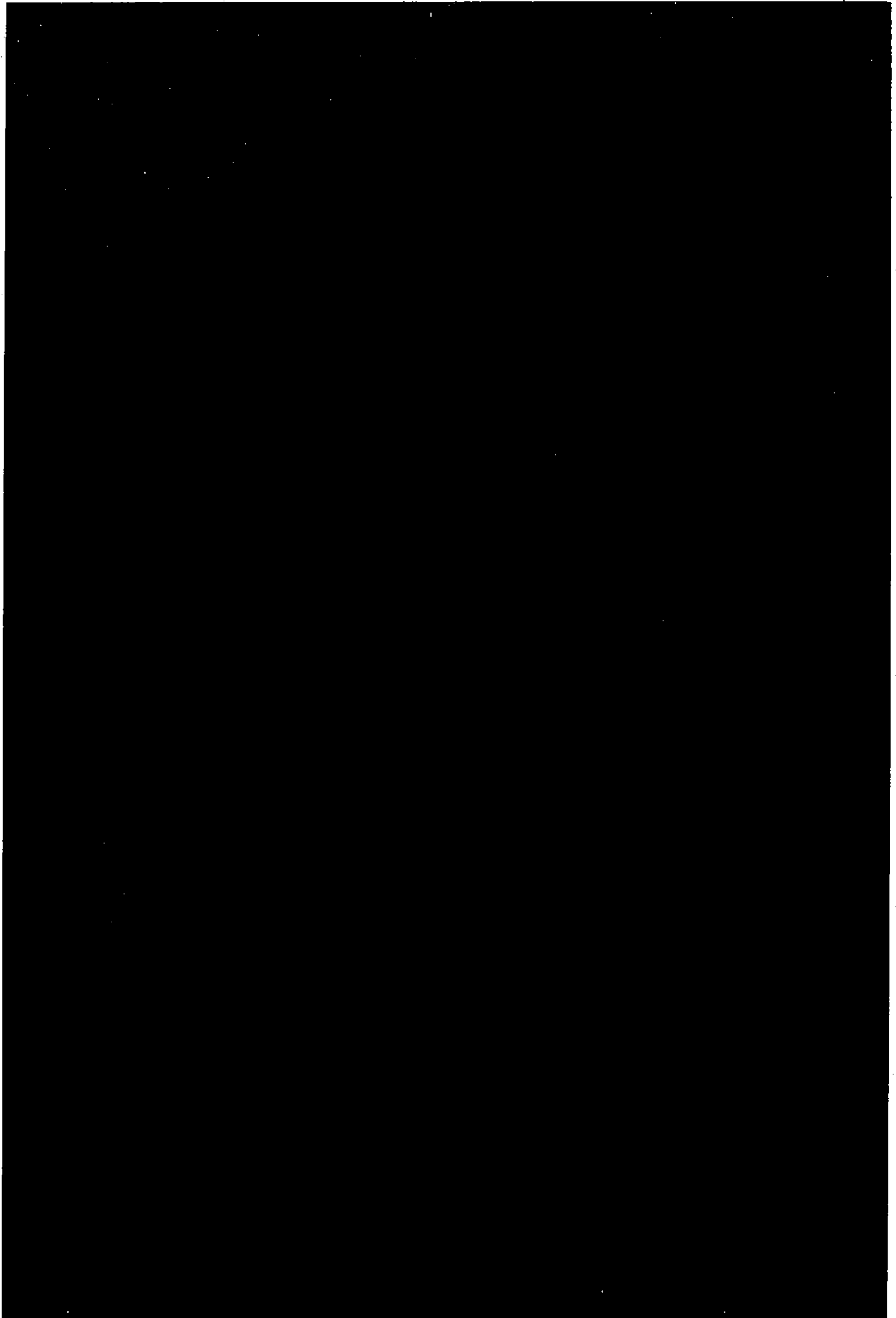
住所 [REDACTED]

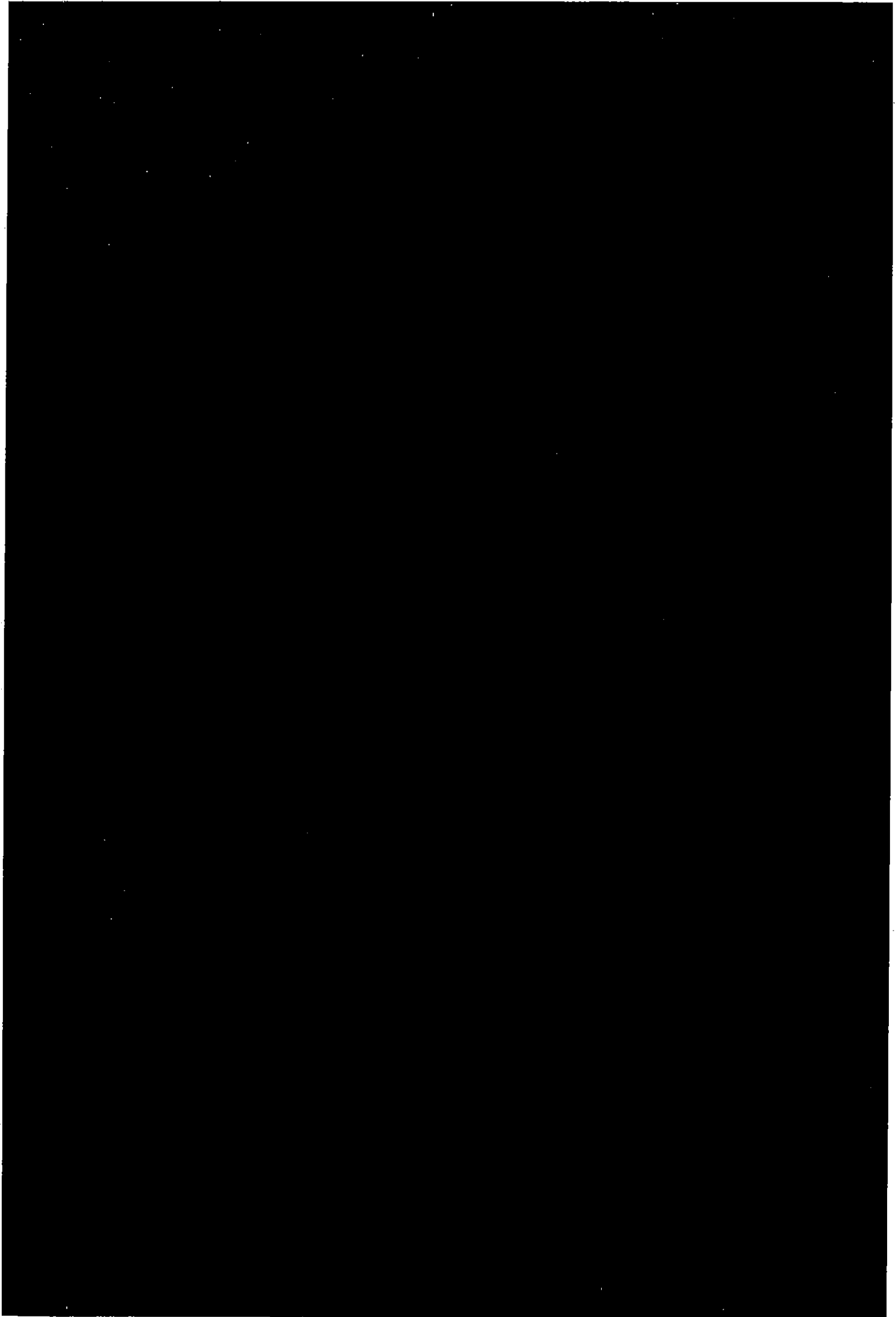
氏名 [REDACTED]

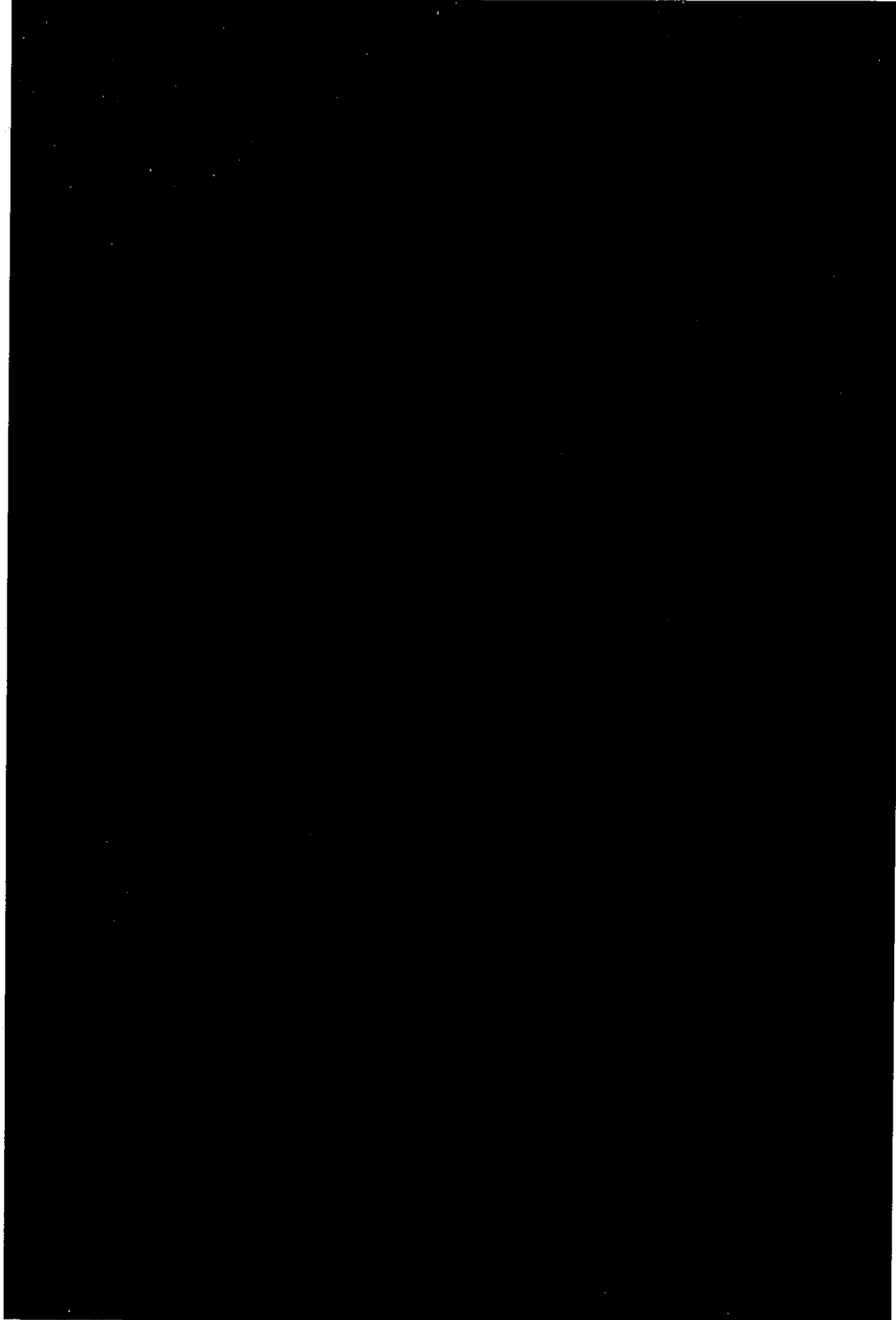
住所 [REDACTED]

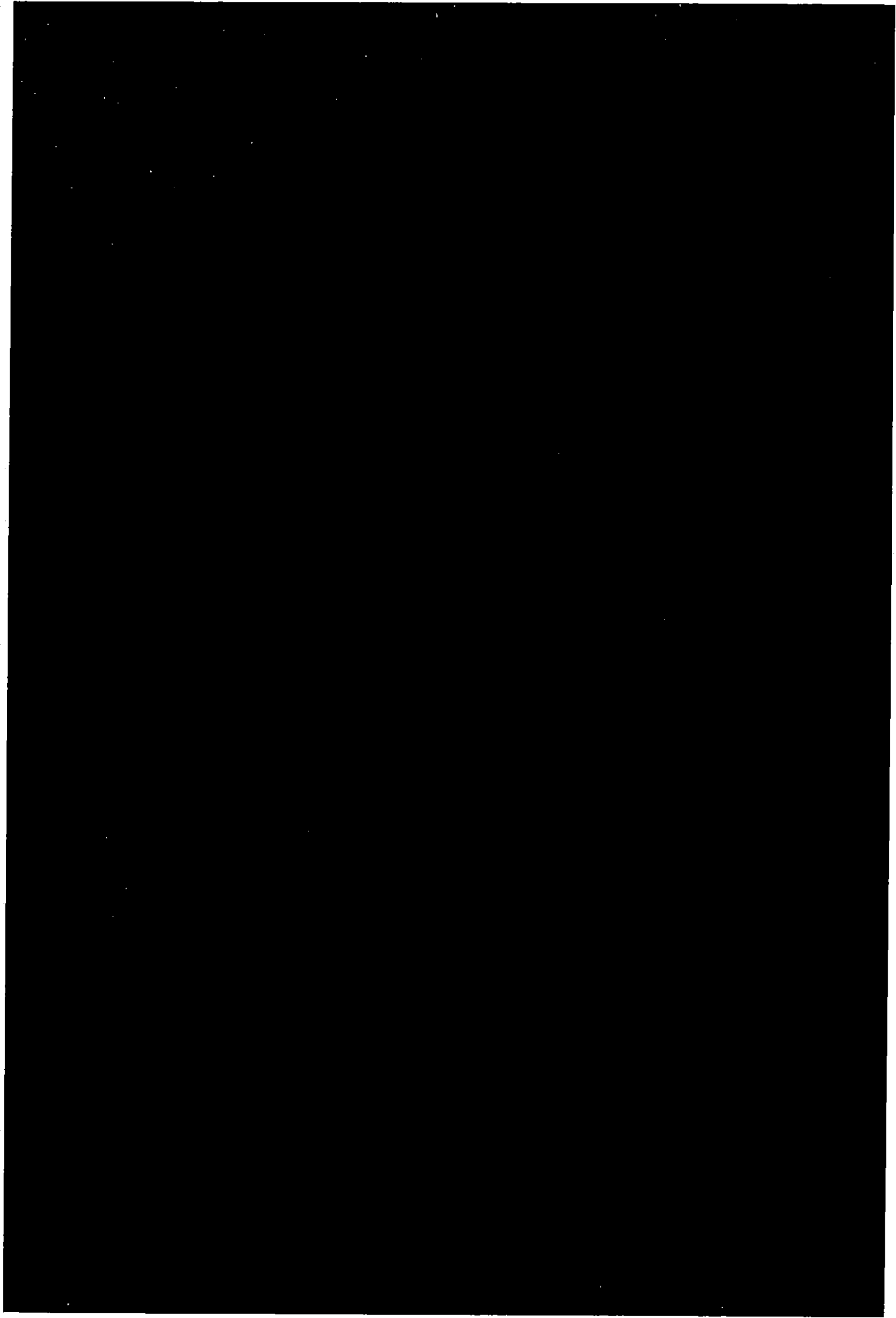
氏名 [REDACTED]

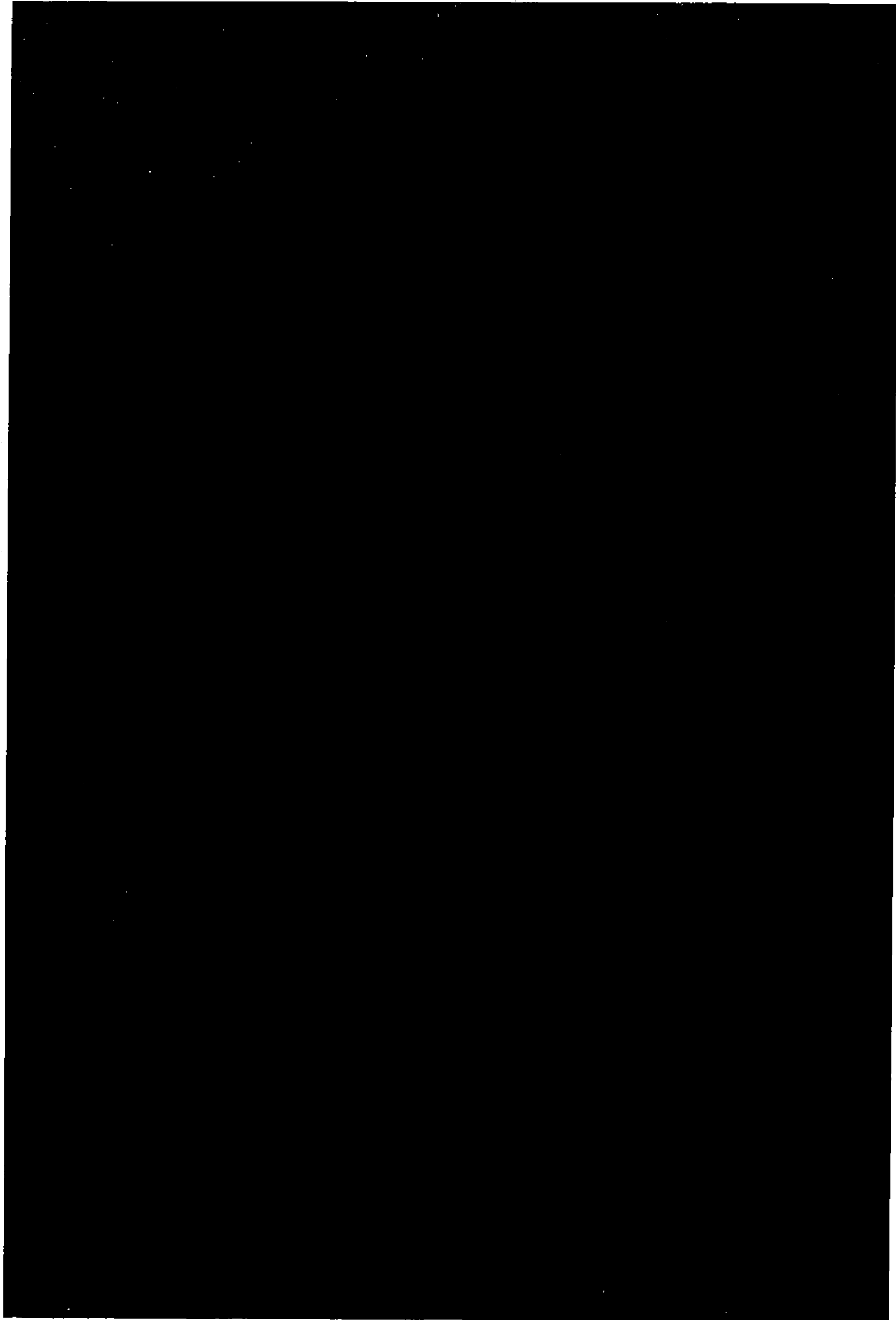













静岡県東部健康福祉センター 担当:廃棄物科 様

回 答

当社はこの件に関して、一切関係ありません。
但し、 立ち合いのもとご説明致します。

以上

